

## South China - Asia Business Report

Vol. 77  
November  
2018

## 華南・アジア ビジネスレポート

## CONTENTS

## Briefs

## Topics

中国における新小売業の動向	3
香港飲食産業と日本企業の挑戦 ～2018年 Food Expo より～	8
米中貿易摩擦への対応とプラスワン (1)ラオス・パクセーの投資環境	11

## Regional Business

## India

DIR-3-KYC 等の改正	14
----------------	----

## Vietnam

ベトナム最新法令の状況 ～サイバーセキュリティ法、競争法～	17
----------------------------------	----

## Philippines

株式譲渡手続きの税務上の注意点	20
-----------------	----

## Myanmar

進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向	23
--------------------------	----

## China

中国の個人所得税の制度改定と留意点	26
-------------------	----

## Macro Economy

アジア経済情報: インド	29
--------------	----

## Briefs

### Topics

#### 中国における新小売業の動向

ドローン、シェアサイクル、深圳ベンチャー企業など、中国では新しい企業や産業が次々と生まれ独自の成長を遂げてきた。足もとでは、最大手のアリババなど中国 EC 事業者がネットとリアルが融合した「新小売」を展開しており、急速にプレゼンスを高めている。本稿では、「新小売」について整理を行った上で、具体的な動きとしてアリババ陣営とテンセント・京東陣営の取り組みについて概説する。その上で、今後の中国の小売業界の構造変化の可能性を考えるとともに、中国新小売業界における日本企業のビジネスチャンスについて考察する。

#### 香港飲食産業と日本企業の挑戦～2018 年 Food Expo より～

日本の農林水産物輸出先の国・地域別第1位である香港で毎夏、開催される「美食博覧 Food Expo」は、アジア最大級の国際総合食品見本市である。香港市場での販路拡大を目指す飲食関連企業や、初めて海外への輸出に取り組む生産者団体、自社商品・産品に対する海外消費者の反応を探る事業者にとって、フードエキスポは絶好のビジネス・チャンスとして、毎年多くの日本企業・団体がさまざまな品目の日本食材を揃えて出展している。香港を活用し、日本の飲食業界の新たな市場をどう開くのか。今年8月に開かれたフードエキスポ出展者へのヒアリングなどから浮かび上がった、海外を目指す日系飲食事業者の現状と課題を紹介する。

#### 米中貿易摩擦への対応とプラスワン (1)ラオス・パクセーの投資環境

米中貿易摩擦の激化に伴い、中国からASEANに向かう製造業企業の動きが再び、加速の兆しを見せている。特に動きの早い香港・台湾系メーカーを中心に、既にチャイナ・プラスワンとして拠点を有するベトナムやインドネシアからさらに一歩進み、ASEAN 新興国に向かう動きも出始めている。本稿ではこれら ASEAN 新興国の中で、日系企業が検討可能な進出先の一つ、ラオスのパクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区について紹介する。

## Regional Business

### [India] DIR-3-KYC 等の改正に関して

2018 年は会社法、税法および外為法の改正が多く、改正への対応が後手後手になっている企業が多く見られる。主な改正としては、(1) DIN (Director Identified Number、取締役識別番号) 保有者の個人情報報告、(2) インド現地法人設立以降のインド国外からのすべての投資額等の報告、(3) 受益者および重要な受益所有権者の報告、および(4) インド現地法人の取締役のうち、インドにおける源泉所得

がないインド非居住者の PAN (Permanent Account Number、マイナンバー) 取得、などが義務付けられた。今回は当該4項目の改正内容および対応方法について解説する。

### [Vietnam] ベトナム最新法令の状況～サイバーセキュリティ法、競争法～

ベトナムでは毎年、多くの政令や通達が施行され、法的環境整備が急速に進んでいる。サイバーセキュリティ法は 2018 年6月 12 日に国会で可決され 19

年1月1日より施行される予定であるものの、同法の施行により複数の問題が生じることが懸念されることから、法案段階から多くの批判があり、ベトナム国内でもデモが行われるなど強い反発がみられた。新競争法は18年6月12日に国会で可決され、19年7月1日に施行が予定されている。本稿では、これらの最新法令について、改正内容や企業・個人への影響、留意点などについて解説する。

### **[Philippines] 株式譲渡手続きの税務上の注意点**

総人口6億人のASEANの中で、フィリピンの人口は1億人を超え、ASEAN内第2位となっており、全体の16%を占める。今後も人口が安定的に増加していく見通しであり、2050年には人口が1.5億人を超えると予測されている。内需主導の自律的な経済成長が促されていることに加え、人口ボーナス期が少なくとも2050年まで続くと想定されている。このような状況の中、近年のフィリピンへの投資傾向として、旺盛な個人消費を背景に内販型事業への参入が目立っており、中でも現地企業を買収する形での進出が増加しつつある。本稿では、株式譲渡手続きにおける税務上の注意点を中心に解説する。

### **[Myanmar] 進出企業が知っておくべきミャンマー税制の最新動向**

2016年10月に成立・施行されたミャンマー新投資法に続き、17年12月に成立したミャンマー新会社法は、当初の予定通り18年8月1日に施行された。当該法令以外にも、個別通達の発表による外資規制の緩和が進むなど、ミャンマーに進出している、あるいは進出を検討している日系企業にとっての事業環境は、徐々に整備されつつある。また、多くの進出企業を悩ませてきた未整備の税制についても改善の兆しが見られ、今後のミャンマー経済の発展が期待される。本稿では、ミャンマーで事業を行う企業が理解しておくべき主要な税制について、概要および重要なポイントを解説する。

### **[China] 中国の個人所得税の制度改定と留意点**

2018年8月31日に行われた第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて「中華人民共和国個人所得税法」の改正案が可決された。これにあわせて、国家税務総局による「個人所得税改革の過渡期の政策を貫徹して実行することに関する通知」が18年9月7日付けで公布され、本通知に基づき、新税法を3段階に分けて実施することになった。改正個人所得税法は19年1月1日から施行されるが、これに先立ち、18年10月1日より賃金給与所得に対する月額基礎控除が変更されるとともに、新しい税率表が適用される。今回は18年10月1日以降に適用される個人所得税に関する新規定を紹介する。

## **Macro Economy**

### **アジア経済情報：インド**

2018年4～6月の実質GDP成長率は、前年比+8.2%と前期から4四半期連続で上昇した。16年末の高額紙幣廃止の影響が尾を引き、景気は2017年4～6月期まで低迷していたが、その反動もあり成長率は2年ぶりの+8%台に達した。需要別では内外需とも堅調だった。7月のCPIは、前年比+4.2%と前月に比べて4カ月ぶりに鈍化し、RBIのインフレーターゲットのほぼ中央値に落ち着いた。ただし、野菜の価格が下落したことによるものであり、価格変動の激しい食料と燃料を除くコアCPIは同+6.3%と前月から高止まりした。コアCPIを主に押し上げている住宅は10年ごとの公務員住宅家賃引き上げの影響を含み、運輸・通信は原油価格上昇の影響を受けているが、その他コアCPI項目でも物価がじりじりと上昇しているものがあり、成長率の上昇を背景に基調的なインフレ圧力は高まっていることがうかがわれる。その上に、農産物の公定買い上げ価格引き上げや、ルピー安の影響も加わることから、総合CPI上昇率は再び高まり、RBIは追加利上げに動く可能性があると考えられる。



# 中国における新小売業の動向

日高 大輔

みずほ銀行 産業調査部 香港調査チーム

ドローン、シェアサイクル、深圳ベンチャー企業など、中国では新しい企業や産業が次々と生まれ独自の成長を遂げてきた。足もとでは、最大手のアリババなど中国 EC 事業者がネットとリアルが融合した「新小売」を展開しており、急速にプレゼンスを高めている。本稿では、中国の新小売と関連事業者の戦略を概観し、今後の方向性と日本企業の関わり方を考察する。

## 1. はじめに

中国の EC 事業者が実店舗を有する従来型小売分野での投資を加速させている。中国最大の EC 企業であるアリババは、傘下の生鮮スーパー事業「盒馬鮮生」の 18 年の出店計画を 60 店舗から 100 店舗へと上方修正した。このことは、アリババが EC 以外のリアルな小売分野での事業拡大をさらに強化していく方針を実行に移したことを示している。アリババの動きに追随する形で、同じく中国 EC 大手のテンセントや京東もリアル小売分野への進出を積極化させており、生鮮スーパーやコンビニなど多様な店舗展開を始めた。現在の中国リアル小売市場は、EC 事業者をはじめとした IT 関連企業の主戦場の一つとなっており、実店舗を有する従来からの小売事業者も入り乱れて市場を奪い合う構図となっている。

この背景としては、EC 市場の成長率鈍化とリアル小売市場の成熟が挙げられる。中国の小売業界の EC 化率は先進国より高い水準にあるものの、近年、その伸び率は鈍化しつつあると言われており、EC 事業者としては、主要事業である EC 以外に成

長市場を求める必要性が高まっている。一方で、リアル小売市場の状況に目を向けると、中国国内での人件費高騰などが大きな課題となっており、IT 技術の活用によるコスト構造変革など、事業構造見直しの必要性が高まっている。この状況は、IT 技術を有する企業にとっては、事業機会が増していることを意味しており、アリババについては「新小売戦略」を提唱し、EC ともリアルな小売とも違う「新小売」という新しい事業モデルでの成長戦略を打ち出すに至ったと言えよう。

本稿では、「新小売」について整理を行った上で、具体的な動きとしてアリババ陣営とテンセント・京東陣営の取り組みについて概説する。その上で、今後の中国の小売業界の構造変化の可能性を考えるとともに、中国新小売業界における日本企業のビジネスチャンスについて考察する。

## 2. 「新小売」とはなにか

「新小売」とは EC ともリアルな小売とも異なる、新しい小売の業態のことを指す。これはアリババのジャック・マー氏が提唱した概念で、同氏は 16 年に同

社主催の雲棲大会(Computing Conference)において、『10年、20年後の未来に、「EC」がなくなり、代わりに「新小売」が出てくるだろう。これは、オフライン、オンラインと物流の融合である』と述べている。ここでいう「新小売」については現状、明確な定義はなく、解釈はさまざまである。しかし、紐解いていくと、人工知能(AI)やビッグデータといったテクノロジーを活用することで、消費者にとってより良い購買体験を実現するとともに、事業者にとってもより効率的な業務運営を実現する小売業態であると解釈することができる。

具体的には、「新小売」は3つの点で消費者の購買体験をより良いものにする。1点目は、より「便利」な購買体験を提供するという点である。「新小売」ではオンラインとオフラインの垣根がなく、どちらも同じ価格設定をすることができる。したがって、消費者は今すぐその場で商品が必要でない場合、追ってオンラインで注文し、自宅に配送してもらうことが可能である。こうしたネットとリアルとの連携によって、消費者は多忙にもかかわらず店舗でレジに長時間並び、重い荷物を持って自宅まで帰る負担を軽減することができる。

2点目はより「安心・安全」な購買体験ができるということである。ECが普及した現在も、多くの消費者が、生鮮食品など一部の商品を実際に目で見て質や鮮度を確認したいと考える。こうした場合に、リアル店舗を訪問して実際の商品を確認し、その場で購入することも、日を改めてオンラインで注文することも可能である。商品を見る場所と購入する場所が異なっても対応可能であるなど利便性が高まることに加え、リアル店舗は消費者に対して自分の目で確認するというステップを提供することで、

ECで商品購入をする際の「安心・安全」に関わる課題を緩和し、オフラインとオンラインが一体となって消費者の購買体験を向上させている点が特徴と言える。

また、最近の動向としては、商品にタグなどを貼り付け、原産地や製造年月日など一定の情報を商品にもたせる取り組みがある。ネット上から商品タグに埋め込まれた質や鮮度にかかる情報を確認する手段を手当てすれば、オンライン注文時の「安心・安全」の問題も一定程度解消される購買手法が消費者に提供できることになる。

3点目は「楽しい」購買体験を提供することである。オンラインで注文し、任意の場所で受け取ることができる以上、リアル店舗にはそれほど大量の在庫を置く必要がない。その代わりに、リアル店舗は商品の「体験」ができる空間としての役割を多く担うことが可能となる。例えば、商品を試食・試着することに加え、商品について学ぶエンターテインメントを店舗で提供するなど、消費者が商品を買うための場を提供するだけでなく商品を楽しむための空間づくりを実現できる。

以上については、消費者から見た「新小売」のメリットであるが、既に消費者自身が小売店舗とECを使い分けることで実現されている部分も多い。例えば、重量のある飲料品や、実際に手に取り確認する必要性が低い定番商品をECで購入することなどが該当する。

「新小売」が新しい点は、小売事業者側にとっても、オンラインとオフラインを融合させるメリットや事業機会が大きい点にある。具体的には、消費者のオンライン・オフラインにおける購買データをもとに

データ分析を行い、最適な商品を仕入れて店舗に配置することができる。これによって、消費者のニーズにあった商品を販売することができ、売上増加に繋がる。また、無駄な在庫を抱える必要性も低減し、在庫コストを削減しつつ、削減したコストでオンラインとオフライン双方での売上増加に繋がるマーケティングコストを捻出できることなどが挙げられる。このように、「新小売」においては、テクノロジーの活用が重要となる。

中国での「新小売」の取り組みについては、現在、アリババ陣営とテンセント・京東陣営の二つの IT 企業グループが先行している。次項では、この両陣営の「新小売」分野での動きについて概説する。

### 3. 「新小売」の具体的な取り組み

「新小売」の分野で先陣を切っているのが、アリババである。アリババは前述の通り、「新小売戦略」を掲げてリアルな小売分野での事業拡大を推し進めているが、その中核的な役割を担っているのが、生鮮スーパーの「盒馬鮮生」である。

「盒馬鮮生」は、スーパー、EC 倉庫、レストランが一体となった新しい業態の店舗である。消費者は通常の買い物に加え、アプリを利用してオンラインで注文を行い、店舗にある商品を自宅に配送してもらうことが可能である。商品在庫はすべて店頭と並んでおり、店舗は EC 用の倉庫としての役割も果たしている。品揃えは、ビッグデータを分析して導き出した消費者ニーズに合った商品を、同じくビッグデータを活用して算出された適切な量で陳列しているため、在庫管理コストを圧縮できていると考えられる。また、店内には海鮮の調理・飲食スペースが併設されており、自身で購入した魚をその場で調理し

てもらい、食事をすることもできる。このように、「盒馬鮮生」は通常のスーパーとは異なる購買体験を顧客に提供している。「盒馬鮮生」の単位面積当たりの売上は通常のスーパーの4～5倍とも言われ、高い効率性を実現することに成功しており、新小売が効果的な新しいビジネスモデルであることを示している。

アリババは自社ブランドでの店舗展開だけでなく、既存の小売企業にも積極的に出資している。14年には百貨店運営の銀泰商業に7億ドル、15年には家電量販の蘇寧に283億元と限定的に出資を行っていたが、この動きは16年以降加速し、17年には銀泰商業に198億香港ドルの追加出資したほか、小売大手の百聯集団と戦略的業務提携を締結し、大型スーパー運営の高鑫零售に224億香港ドルを出資している。アリババ自体も、既に中国全土で展開しているリアル小売店舗で「新小売」の導入を本格的に進めており、リアル小売と EC 事業は、急速に融合しつつある。

アリババだけでなく、中国 EC 第2位の京東も「無界小売戦略」を提唱し、リアル小売分野での動きを加速させている。「無界小売戦略」とは、オンラインとオフラインの境界を無くし、顧客にとってより良い購買体験を提供することを目指す戦略で、アリババの「新小売戦略」と酷似している。京東は当該戦略の下、無人コンビニ、無人スーパー、新型生鮮スーパー「7Fresh」など、次々と新しい業態の店舗を開業しており、試行錯誤の中で最適な店舗形態を模索している。

京東の筆頭株主である中国インターネット最大手のテンセントは、17年12月にスーパーマーケット大手の永輝超市に42億元を出資し、リアル小売の

分野に参入した。その後、京東と共同で小売大手の步步高、不動産大手の万達集団に出資を行ったほか、仏カルフルの中国事業会社と永輝超市の三社で資本業務提携を行うなど、その動きを加速させている。テンセントは後発ではあるが、小売を重点投資分野の一つとし、京東と連携して小売部門でのプレゼンス拡大に力を注いでいる。

アリババとテンセント・京東を中心に中国 IT 企業の小売分野での投資事例を概説したが、以上の取り組みの結果、中国のリアル小売事業者の多くが、アリババまたはテンセント・京東と資本関係あるいは提携関係にある状況となっており、中国の小売業界については、ネットとリアル融合が急速に進んでいると言える(表1)。今後も両陣営の小売分野での事業拡大・投資拡大が進むとともに、ネットとリアル融合はますます加速することになるであろう。

次項では、アリババとテンセントを中心とした「新小売」の今後の方向性について考察したい。

4. 「新小売」分野の今後の方向性

従来の小売は、企業が消費者に商品を売り込む

BtoC のアプローチが主流であった。企業はさまざまな調査・分析を行うことで消費者ニーズを推測し、商品の製造、仕入れを行い、店頭で並べ、販売している。事業の流れは企業から消費者へという方向で動いてきた。

これに対し、「新小売」では、データを最大限に活用することで、将来的には逆方向の動き、つまり CtoB のアプローチも見据えている。このアプローチでは起点が消費者であり、消費者がさまざまなチャネルを通じて購買データや行動データを企業に提供することで、事業者は個別かつ具体的な消費者のデータに基づき、個々の嗜好に合ったオーダーメイドの商品を製造し、仕入れ、販売を行うことが可能となる。消費者が発信するさまざまなデータをもとに、企業が新たな商品を提供するという、新しい流れが生まれることになる。

すなわち、アリババやテンセントの持つ技術によって、今後はデータを起点とした CtoB の小売事業のビジネスモデルがさらに進化する可能性がある。例えば、アリババや京東の運営する EC サイトとの会員情報の連携である。両社はアリペイや WeChat ペイといった、既に中国の消費者に広く受け入れら

【表1】アリババとテンセントの小売事業関連銘柄

アリババ	VS	テンセント・京東
銀泰商業 百聯集団 高鑫零售 三江購物 聯華超市 新華都	スーパー 百貨店 ショッピングモール	永輝超市 カルフル 天虹 步步高 万達集団 Walmart
蘇寧	家電	京東之家
盒馬鮮生	生鮮食品	超級物種 7Fresh
F2 Taocafe 天猫小店	コンビニ・無人店舗	京東便利店 無人超市
Ele.me 口碑	生活サービス	美团点評 京東到家
Easyhome 志達書店	その他	HLA

(出所)アリババ・テンセント・京東の会社 HP、その他公開情報によりみずほ銀行産業調査部作成

れている決済サービスを有しており、こうしたサービスを梃子に個人の購買履歴を取得し、ビッグデータで分析できるからである。豊富なビッグデータを保有することができるIT企業が新小売を展開することは、小売業界がネットとリアルで融合することにとどまらず、商流を逆回転させるまでの変革の力を有しているのである。

## 5. おわりに

中国の小売業界では、まさに大きな変革が始まろうとしている。これまでは、多くの日本企業が広大な中国で如何に効率的に商品を販売するか、という観点で中国のEC事業者を捉えていたかもしれない。もちろん、アリババ、テンセントなどがリアルな小売事業を拡大することは、鮮度の求められる商品など、今まで以上に取扱商品を増やすことになるため、日本企業の中国販売先としての魅力が高まることは間違いない。

一方、中国EC事業者を販売先だけでなく、新小売という新しい業界の先駆者、もしくは小売事業のノウハウを有する会社と捉えることも可能だろう。施設管理を手掛ける日本企業のイオンディライトは18年3月、無人店舗開発など施設利用者の利便性向上を狙いにアリババグループのディープブルーテクノロジーと合弁会社を設立した。将来的には日本やアセアン各国での事業展開を目指すと発表している。こうした動きは、中国EC事業者の先進的な小売に関わるテクノロジーを活用し、自国や他地域で事業展開に活かすという発想であり、従来とは異なる中国EC事業者の捉え方の一例と言える。

現在の中国の経済は米国との貿易摩擦の長期化も懸念される環境にあり、今後は内需底上げに

よる経済成長が今まで以上に重視されることが想定される。そして中国の小売業界は今後、中国企業だけでなく、日本企業を含む多くの外国企業にとって大きな事業機会になると見込まれる。本稿で採り上げたアリババ、テンセント、京東など新小売に関わる企業の戦略をいま一度精査し、中国の新小売に目を向けることは、日本企業が中国事業戦略を考える上での重要な視点となるであろう。



## 香港飲食産業と日本企業の挑戦

～2018年 Food Expo より～

高妍 みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

日本の農林水産物輸出先の国・地域別第1位である香港で毎夏、開催される「美食博覧 Food Expo」(以下、フードエキスポ)は、アジア最大級の国際総合食品見本市である。香港市場での販路開拓を目指す食品関連企業や、初めて海外への輸出に取り組む生産者団体、自社商品・産品に対する海外消費者の反応を探る事業者にとって、フードエキスポは絶好のビジネス・チャンスとして、毎年多くの日本企業・団体がさまざまな品目の日本食材を揃えて出展している。

香港を活用し、日本の食品関連事業の新たな市場をどう開くのか。今年8月に開かれたフードエキスポ出展者へのヒアリングなどから浮かび上がった、海外を目指す日系食品関連事業者の現状と課題を紹介する。

### アジア最大級の国際総合食品見本市 Food Expo

フードエキスポは香港貿易発展局(以下、HKTDC)が主催する食品・飲料の見本市で、年に一度の美食の祭典として広く人気を集めている。29回目の今年は世界各国・各地域から1,500社・団体以上が参加し、地元である香港のほか、日本、韓国など各国・地域ごとのパビリオンも設置された。また会場はバイヤーなどビジネス目的での来場だけでなく、一般参加者も入場・購入が可能であることから、期間中の来場者数は約51万人に上った。

日本パビリオン(写真)はJETROが農林水産省の「戦略輸出拡大サポート事業」の一環として、日本の農林水産品・食品等の魅力を海外にアピールするとともに、香港やアジア市場への新規参



今年で8年連続開催の Food Expo 日本パビリオン

入・販路拡大を目指す日本の企業・団体の支援を目的に、8年連続で設置。海外への輸出に取り組む日本の食品関連企業や、まだ香港や海外に上陸していない商品・産品を有する地方の事業者・関連団体を中心に出品者を募り、海外マーケットへの新規参入や販路拡大に向けた第1歩として、新規取引先やパートナー発掘の機会を提供している。

今年のジャパンパビリオンには、131 の事業者・団体が、日本各地から出展。出展形式の変更などを受け、前年より出展者は減少したものの、新商品・産品を紹介する「What's New」や、水産物、加工食品など6つの品目・テーマに分けたバイヤー目線の展示などで注目を集め、出展者あたりの成約見込み額は前年を上回る結果となった。

もともと海外では人気の高い日本の食品・飲料であるが、今年は外部環境の追い風もあった。香港政府はフードエキスポに先立つ7月24日から、日本産食品に対する輸入規制の緩和<sup>1</sup>を実施。11年の東京電力福島第1原子力発電所事故を受けて輸入を停止していた5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の食品輸入停止措置について、福島以外の4県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については、放射性物質検査証明書および輸出事業者証明書を添付することを条件に、輸入を認められた（図表1）。

**日系食品関連企業と海外進出の壁**

日本の食品産業の海外志向はここ数年、大手メーカーのみならず、中堅・中小企業や地方の生産者団体にまで広がり、国や地方自治体などによる支援を受け、海外マーケット向けの販売促進活動は年々活発化している。一方、フードエキスポをはじめ、海外での事業調査・視察を実施したことで、徐々に課題も明らか

になってきている。

なかでも、中堅・中小規模の食品関連企業が海外進出時に直面するのが、語学力の壁だ。海外進出のノウハウや海外の取引先と交渉可能な人材も不足しがちで、「フードエキスポなどで新規の販売先候補を見つけても、海外企業と直接、取引をするのは実質的に難しい」（西日本からの出展者）などと感じる企業が少なくない。

また、メーカーや生産者と海外販売先を結ぶ卸売業者の不足を懸念する声もある。特に中小企業の場合、取引規模も不定な初期段階において、自社で海外担当部門を設けるほどの余力は少ない。上述の語学力やノウハウ、人材不足も含め、こうした課題をカバーするのが日系の卸売業者となるが、絶対数が限られるため、ニーズにこたえていないのが現状だ。前年に引き続き、日本パビリオンでは、JETRO が出展者とバイヤーのマッチング・サービスを提供したが、ビジネスが本格

【図表1】香港における日本産食品輸入規制にかかる緩和措置

地域	品目	緩和後の輸入規制
福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止
	冷蔵・冷凍の野生鳥獣肉、食肉、家禽肉、家禽卵、活魚、冷蔵・冷凍の水産物	放射性物質検査証明書の添付要
茨城 栃木 群馬 千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	放射性物質検査証明書および輸出事業者証明書の添付要 (※従前は輸入停止)
	冷蔵・冷凍の野生鳥獣肉、食肉、家禽肉、家禽卵、活魚、冷蔵・冷凍の水産物	放射性物質検査証明書の添付要
上記5県	その他の食品	
上記5県以外	すべての食品	香港側で全ロット検査を実施

(資料)農林水産省資料をもとにみずほ銀行作成

<sup>1</sup> 農林水産省「香港の日本産食品に対する輸入規制の緩和について」

化すれば自社対応や卸売業者の介在は不可欠となるだけに、長期的な戦略として海外ビジネスにどう取り組んでいくのか、企業の本気度が問われるだろう。

**香港市場の魅力と日本食市場への期待**

香港は、その自由な貿易・金融制度や、開かれた公平な競争環境、優れた交通・通信インフラ、教育水準が高く意欲的な労働力を擁する柔軟性の高い労働市場など、多くの利点を有する国際都市であり、海外進出や海外輸出のしやすさという点において、日本の食品関連企業が有力候補とするだけの魅力を有している。

また、親日的で日本旅行や日本料理が好きな香港人は多く、香港人旅行者の日本へのリピート率は国・地域別でトップとなっているだけでなく、2007年以降、日本の農林水産物および食品に関する最大の海外市場となっている。17年に香港が日本から輸入した農林水産物・食品は約1,800億円と、日本の農林水産物・食品輸出全体の約4分の1に上った(図表2)。さらに近年は、日本旅行でさまざまな和食に触れ、より新しい食材や、

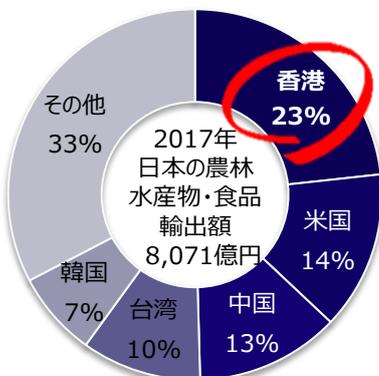
本物の味を求める香港人が増えている。

また、観光都市でもある香港を訪れる年間約4,500万人の中国人旅行者を視野に、将来日本を訪れる中国人旅行者の嗜好を推し量るテスト地域として、香港に注目する事業者も多い。観光庁、日本政府観光局、香港政府観光局の3組織は、日本と香港の相互の観光交流促進を更に深めるため、2019年の1年間を「2019 日本香港観光年」(Hong Kong Japan Tourism Year 2019)とし、日本と香港の双方向での観光・交流の更なる拡大を図っている。日本と香港の、飲食や観光を通じた結びつきはさらに強まり、日系企業にとってのビジネスチャンスは少なくないと考えられよう。

一方、アジアの物流ハブであり、日本から飛行機で約4時間の距離にある香港では、生鮮を含む日本の食品・飲料を消費者が気軽に入手できる環境が既に整っており、日本食レストランについても約1,300店がひしめく成熟市場となっている。フードエキスポへの参加などで海外販売・進出への第1歩を踏み出したものの、上述の通り、本格的な輸出や香港での出店に際して、ノウハウや人材の不足から足踏みするケースも少なくない。

また、日本からの輸入規制は徐々に緩和されているものの、香港メディアは日本産食品に未だ慎重な地元スーパーなどの声を伝えており、安全性についての海外消費者の理解を得ることは今後、日本の食品・産品が海外に向かう際の一つの課題といえよう。日本の誇る高品質で「おいしい」商品・産品が香港の小売・飲食市場において如何に新たな道を開くのか。今後の進展に注目したい。

【図表2】日本の農林水産物・食品輸出額の国別比率



(資料) 財務省、農林水産省資料を基にみずほ銀行作成



# 米中貿易摩擦への対応とプラスワン

## (1)ラオス・パクセーの投資環境

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

米中貿易摩擦の激化に伴い、中国からASEANに向かう製造業企業の動きが再び、加速の兆しを見せている。特に動きの早い香港・台湾系メーカーを中心に、既にチャイナ・プラスワンとして拠点を有するベトナムやインドネシアからさらに一歩進み、ASEAN新興国に向かう動きも出始めている。本稿ではこれら ASEAN 新興国の中で、日系企業が検討可能な進出先の一つ、ラオスのパクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区について紹介する。

### 米中貿易戦争受け再浮上するプラスワン

米中貿易摩擦の本格化で、いち早く動き始めたのは、中国・華南地域に製造拠点を有する香港・台湾系企業だ。もともと電子部品やOA機器のOEMを中心に『世界の工場』を支えていたこれらメーカーは、輸出加工産業に対する中国の優遇削減や労務コストの上昇、環境規制の強化などを受け、過去10年にわたり、隣接するベトナム

やインドネシア、フィリピンなどASEAN各国に生産工程をシフトさせていた。

かかる状況下、深刻な懸念材料となっているのが、米中間の貿易摩擦の激化だ。製品の最大の輸出先である米国が中国製製品に高関税を賦課すれば、価格競争力が弱まった中小メーカーの多くは淘汰の波にさらされることになる。米国への製品輸出を中国以外に切り替えるとともに、より安価な労働力や税優遇などを追求する生産体制見直しの中で、ASEAN新興国に目が向けられていると言える。

### ラオス・パクセーの魅力

さて、今回取り上げるパクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区(Special Economic Zone: SEZ)は、ラオス南部のタイ国境付近に位置している(図表1)。名前の通り、政府指定の経済特別区となっているため、進出企業は法人税の減免や輸出入関税の免除、個人所

【図表1】パクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区



(資料)SEZ 提供資料よりみずほ銀行作成

【図表2】パクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区概要

開発面積	195ha(第1期:約66ha)
土地使用権	30年
レンタル工場	あり
進出企業、製造品目	11社(いずれも日系)、ワイヤーハーネス、子供服、かつら、武道具、革製品、雑貨
主な優遇制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 法人税:(利益発生から)2~5年間免税、その後8%または10%(業種、輸出比率、投資額による)</li> <li>▪ 輸出入関税:製造機械・材料等免税</li> <li>▪ 個人所得税:5%</li> <li>▪ 米ドル、タイパーツ建口座開設及び輸出入決済可能</li> </ul>
運営会社	パクセー・ジャパン SME SEZ 開発株式会社(西松建設20%出資)
ラオス・パクセー市	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 人口:約10万人</li> </ul>
基礎データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 最低賃金110万ラオスキープ(約130米ドル、2018年5月1日改正)</li> <li>▪ アクセス:パクセー市内から車で20分、タイ国境ワントオから同60分</li> </ul>

(資料)ラオス計画投資省、パクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区

得税の低減など税務上の恩典が享受できる(図表2)ことが最大のメリットだ。ラオスは水力発電が充実しているため電力価格も安く、電力や水不足の不安もない。同SEZ進出企業のワーカーコストも月額平均で約180米ドル(社会保険料、食費、交通費等含む)と、中国はもちろん、隣接するタイやベトナムと比べても割安な水準にとどまっており、デモやストなどの労務問題とも無縁だ。

「日系」かつ「中小企業」専用をうたっていることも大きな特徴の一つだろう。ラオスはASEAN各国の中でも人口が少なく、居住地も分散していることから、数千人のワーカーを抱える大規模工場の設置は難しい。教育水準も高いとは言えず、装置産業や高付加価値産業の振興も現実的とはいえない。そこで視点を変え、ニッチ産業を中心とした中小規模のメーカーの誘致により、進出企業の堅実な事業拡大を支えつつ、地元の雇用創出と人材育成を行う、Win-Winの関係を築こうとしている。実際、同SEZに進出している企業は、製造品目もターゲットとなるマーケットもまちまちであるが、

約半数の製品がニッチ市場をターゲットとしている。また、残る半数はチャイナ・プラスワン、あるいはタイ・ラオスの類似性・近似性を生かしてタイ・プラスワンで進出した企業で、いずれもワーカーは数百人程度の規模にとどまるものの、いまや中国やタイでは労働者の確保が難しい労働集約型産業企業となっている。中国やベトナムで厳格化している環境規制も比較的緩いため、環境問題を理由にプラスワンを検討する企業からの照会も増えているようだ。

日系企業が特区内のインフラを整備し、SEZ運営に関与していることも大きなメリットの一つだ。特にASEAN新興国については、インフラが十分整備されていないケースも少なくないほか、海外での操業経験が限られる中小企業にとって、日系企業が監督・整備したインフラ環境と、日本語で設立・運営上の相談が可能な工業団地管理会社は強力なサポーターといえる。要望に応じてレンタル工場も提供しているため、海外初進出の企業が小規模投資からスタートすることも可能で、進

出のハードルは比較的低いといえる。

### 物流コストに課題あるも、環境整備に期待

上述の通り多くの利点を有する SEZ ではあるが、もちろん課題もある。

最も懸念されるのが、物流コストだろう。内陸国であるラオス・パクセーにおいて海外と輸出入するには、最寄りのタイ・レムチャバン港を利用することになる。一方、SEZ の進出企業が限られ、貨物の混載も難しい現状、輸出入には自社でトラックを手配する必要があるため、輸送コストが割高にならざるを得ない。同 SEZ への進出企業が一定数以上になり貨物輸送量が増える、あるいは、日本が ODA を投じて敷設中のタイ・ラオス・ベトナムを結ぶ幹線道路の開通によりトラックの通行量が増える——などの環境の変化に伴う、輸送コストの引き下げが待たれている。

物流コストと関連し、工場の規模の問題もある。割高な物流コストをカバーするためには、一定数以上のワーカーを雇い入れて製造量を増やす必要があるが、「中小企業専用」であることもあり、工場の規模は最大 300 人程度までとなる。上述の通り、高付加価値製品の生産にも限界があるため、安価な人件費と税務上の減免措置を活用したコストの圧縮分と、物流コストの上昇分を比較し、十分なメリットが見込めるかが進出可否の判断材料となる。

### 最後に

サプライチェーンの充実度や規模において未だ、世界トップクラスにある華南地域では近年、都市化の波とともに製造業企業の事業環境はますます



SEZ 内のレンタル工場に入居する日系工場(同 SEZ 提供)

す厳格化し、工場移転を余儀なくされた日系企業が都心部から郊外へ、あるいは広東省外縁部への移転を目指していることは、本誌でもたびたび取り上げている通りである。一方、プラスワンでの ASEAN 進出検討にあたっては多くの検討事項があるが、筆頭に上がるのは労賃や税金などのコストであろう。足もと、日系企業の人気を集めるベトナムやフィリピンはそれぞれ、豊富な労働力や中国に比べ安価な労賃、輸出加工にかかる税優遇などのメリットを有している。その半面、ベトナム北部では韓国系企業の進出攻勢によるワーカ―需給の逼迫、フィリピンでは政権交代による優遇制度撤廃への懸念など、それぞれ課題を有している。本稿で紹介したパクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区についても課題は少なくないが、中国でワーカー不足や環境規制に苦しむ製造業企業や、タイに納品先を有する中小メーカー、あるいは海外進出そのものが初めての日本企業にとって十分、検討・候補先の一つとなる。新興国ならではのメリットを生かしつつ、さらなる投資環境の改善に期待したい。

## Business 【India】



# DIR-3-KYC 等の改正

遠藤衛、岩瀬雄一 Fair Consulting India Pvt. Ltd.

2018 年は会社法、税法および外為法の改正が多く、改正への対応が後手後手になっている企業が多く見られます。

主な改正としては、(1) DIN (Director Identified Number、取締役識別番号) 保有者の個人情報の報告、(2) インド現地法人設立以降のインド国外からのすべての投資額等の報告、(3) 受益者および重要な受益所有権者の報告、および(4) インド現地法人の取締役のうち、インドにおける源泉所得がないインド非居住者の PAN (Permanent Account Number、マイナンバー) 取得、などが義務付けられました。今回は当該4項目の改正内容および対応方法について解説いたします。

### (1) 取締役個人情報の電子登録義務化

上述の改正で最も重要と思われるのは、DIR-3-KYC という電子フォーマットにて MCA (Ministry of Corporate Affairs、企業省) へ DIN 保有者の個人情報報告を義務付けた規定<sup>1</sup>です。期限までに適切に報告しない場合、DIN が失効するため、取締役としての地位が不透明な状況となります。

報告義務の対象は18年3月末時点においてDINを保有するすべての個人であるため、現在取締役として登記されていない個人も含まれます。報告期限は当初18年8月末でしたが、9月15日まで延期されました。

<sup>1</sup> Rule12A of the companies (Appointment and qualification of directors)

日本居住者の場合、身分証明としてパスポート、住所証明として①本籍と現住所が同じ場合は運転免許証、②本籍と現住所が異なる場合は電気代などの請求書と住民票を提出します。MCA への報告時には DSC (Digital Signature Certificate、電子署名) も必要となります。さらに、これらの書類は日本語で表記されているため日本国公証人役場において認証アポスティーユ取得も必要となります。

インド居住者の場合は身分証明としてパスポート、住所証明として電気代などの請求書を提出し、報告時には日本居住者の場合と同様に DSC が必要となりますが、Aadhaar Card (インドの身分証明証) は不要です。一連の手続きの中でもっとも煩雑な作業は OTP (One Time password) の処理で、DIR-3-KYC に登録した携帯電話番号およびメールアドレスに送られた OTP を一定時間内に入力する必要があります。

### (2) すべての外国投資の報告義務化

次に重要な改正は、RBI (Reserve Bank of India、インド中央銀行) が18年6月7日付で発行した外為管理法にかかる通達<sup>2</sup>において定められた国外からの投資額などの報告です。報告を行っていない場合は将来の増資や対外商業借入 (ECB) などが認められないリスクがあります。

当該報告は2段階となっており、過去の投資につ

<sup>2</sup> Foreign Investment in India-Reporting in Single Master Form

いてはRBIのウェブサイトのInterface Windowというシステムを通じて Entity Master Form Under Annexure1 を 18年6月28日まで(最終的に7月20日まで延長)に提出する必要がありました。報告対象は、インドでの事業内容、国外からの直接および間接投資額です。また、将来の投資額など(FC-GPT、FC-TRS、ESOP)については、18年9月1日以降 Single Master Form を提出する必要があります。

### **(3) 受益者および重要な受益所有権者の報告義務化**

受益者および重要な受益所有権者(Beneficial and Significant Beneficial Owners)のMCAへの報告義務化については18年6月13日に発表した新たな会社法規定<sup>3</sup>に定められていますが、本稿を執筆している10月15日現在、10%以上等の基準は公表されているものの具体的な基準が不透明なため詳細な報告内容を記載できません。しかしながら本件もモディ首相が進めるブラックマネー対策の一環と推測され、会社の株主を明確にすることにより、誰が会社をコントロールしているかを明らかにし、脱税やマネーロンダリング、汚職、インサイダー取引など、個人と分離された株式会社やトラスト、パートナーシップなどが非合法に利用されている実態を解明するものと思われます。

インドの日系企業の株主の多くは日本の株式会社ですが、当該日本企業の株主が個人である場合は、当該個人株主が受益者および重要な受益所有権者となります。多くの日系企業の場合はシンプルな持株関係ではなく、グループ会社で複雑に株式の持ち合いを行っています。このため、誰がインド

の日系企業をコントロールしているかを判断するのは困難であり、明確な基準に基づいて判断されるべきといえます。

### **(4) インド非居住取締役のPAN取得義務化**

最後に、インド現地法人の取締役のうち、インドにおける源泉所得がないインド非居住者がPANを取得する必要がある場合について解説します<sup>4</sup>。本来、インドでは居住者・非居住者ともに、インドでの源泉所得がある場合には税務当局に納税および申告をする必要があるため、PANを取得する、というのが従来の当局の方針でした。しかしIncome Tax Act 139A条が改正され、一課税期間中に25万ルピー以上の金融取引がある居住者(株式会社などを含む)の取締役はインド居住者・インド非居住者に関わらずPAN取得が義務付けられることとなりました。

こちらはそもそもIncome Tax Act 139A条1項が次頁表1のとおり「Every person」で始まり、1項(v)においてインド居住者である株式会社等を対象としている半面、(vi)においては、インド居住者若しくはインド非居住者の記載がないため、インド居住者の取締役個人、インド非居住者である取締役個人に区分なく対象としているように読めます。

また18年8月31日付DraftのNotificationである「F.No. 370142/40/2016-TPL (Part-I)」(同表2)によれば、(v)における株式会社等がPANを保有していない場合も、(vi)におけるインド居住者・インド非居住者である取締役個人も条件に合致した場合はただちにPANを取得する義務があるため、遅くとも当該課税年度終了後の5月31日までにPANを取得する義務があります。

<sup>3</sup> The Companies (Significant Beneficial Owners) Rules, 2018

<sup>4</sup> Income Tax Act 139A

## 【表1】 Income Tax Act 139A 条1項

139A. (1) Every person,—

- (i) if his total income or the total income of any other person in respect of which he is assessable under this Act during any previous year exceeded the maximum amount which is not chargeable to income-tax; or
- (ii) carrying on any business or profession whose total sales, turnover or gross receipts are or is likely to exceed five lakh\*<sup>1</sup> rupees in any previous year; or
- (iii) who is required to furnish a return of income under sub-section (4A) of section 139; or
- (iv) being an employer, who is required to furnish a return of fringe benefits under section 115WD, or
- (v) being a resident, other than an individual, which enters into a financial transaction of an amount aggregating to two lakh fifty thousand rupees or more in a financial year; or
- (vi) who is the managing director, director, partner, trustee, author, founder, karta, chief executive officer, principal officer or office bearer of the person referred to in clause (v) or any person competent to act on behalf of the person referred to in clause (v).

\*1: five lakh = 50,000

\*2: 斜体、下線部は Finance Act 2018(2018年4月1日発効)による追加部分。

## 【表2】 F.No. 370142/40/2016-TPL (Part-I)

2 The draft proposal is as under:

“2. In the Income-tax Rules, 1962:

“(I) in rule 114, in sub-rule (3), after clause (iv), following clauses shall be inserted, namely:

‘(v) in the case of a person, being a resident, other than an individual, which enters into a financial transaction of an amount aggregating to two lakh fifty thousand rupees or more in a financial year and which has not been allotted any permanent account number, on or before the 31st day of May, immediately following the financial year in which such transaction is entered into;

(vi) in the case of a person, who is the managing director, director, partner, trustee, author, founder, karta, chief executive officer, principal officer or office bearer of the person referred to in clause (v) or any person competent to act on behalf of the person referred to in clause (v) and who has not been allotted any permanent account number, on or before the 31st day of May, immediately following the financial year in which such transaction is entered into.’;



遠藤 衛

Fair Consulting India Private Ltd  
日本国弁護士

都内のインド法を専門とする法律事務所に入所、インド法務に関する案件を多数手掛ける。15年1月よりインド・デリーの現地法律事務所に出向し、企業買収・合併事業にまつわる問題や契約書作成、労務管理など、日系企業がインドで抱える幅広いケースを取り扱う。インド税務・会計・法務に関してワンストップサービスを提供するため、16年12月より、Fair Consulting Group に参画。



岩瀬 雄一

Fair Consulting India Private Ltd  
取締役社長  
日本国公認会計士・税理士



2000年に大手監査法人東京事務所に入所。製造業を中心に、米国会計基準、国際財務報告基準、日本会計基準の会計監査業務を手掛ける。05年に大阪事務所に転部し、株式公開業務に従事。07年10月より大手監査法人インド事務所へ赴任し、10年11月に日本に帰任。11年1月にIIA Pvt. Ltd.設立、同年9月にFair India Pvt. Ltd.へ社名変更。



【Vietnam】

## ベトナム最新法令の状況 ～ サイバーセキュリティ法、競争法 ～

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

ベトナムでは毎年、多くの政令や通達が施行され、法的環境整備が急速に進んでいます。本稿では昨今、国会で施行・改正が可決された法案のうち、サイバーセキュリティ法および競争法について紹介します。

### I サイバーセキュリティ法

サイバーセキュリティ法は2018年6月12日に国会で可決され、19年1月1日より施行される予定です。しかし、同法の施行により複数の問題が生じることが懸念されることから、法案段階から多くの批判があり、ベトナム国内でもデモが行われるなど強い反発がみられました。

#### 1. 表現の自由に関する懸念事項

サイバーセキュリティ法により、組織や企業、個人は、ウェブサイトやポータルサイトまたはホームページ上に国家の安全を侵害しうる内容を含む情報を掲載することが禁止されました。

「国家の安全を侵害しうる内容を含む情報」に該当する情報としては、ベトナム社会主義共和国に対抗するプロパガンダとなる情報、暴動を誘発する情報、他人の名誉を侵害する情報、経済秩序を侵害する情報、市民を混乱させる内容を含む情報などが挙げられています。

しかしながら、これらはいくまで例示の列挙であり、上記以外の情報であっても「国家の安全を侵害しうる内容を含む」とみなされた場合には禁止規定が適用されることとなります。定義が不明確であり、対象が広範囲に及ぶと想定されるため、ベトナムに関する情報を発信する場合には、この点に留意する必要があります。

#### 2. 民間企業への影響

内資企業か外資企業かを問わず、ベトナムにおいてテレコムネットワークやインターネット上のサービスおよびサイバー空間上のその他のサービスを提供し、個人情報を取り扱う企業（以下、インターネット企業）は、一定期間、ベトナム国内のサーバーに当該情報を保存しなければならないと規定されています。また、国内に現地法人または駐在員事務所を設置することが義務付けられています。ただし、当該義務を負う企業の定義が必ずしも明確ではないため、上記の条項が広範囲で適用される可能性も否定できず、インターネット上で情報を取り扱う企業にとっては大きな負担となる可能性があります。

また、公安省(The Ministry of Public Security)の管轄下の組織であるサイバーセキュリティタスクフォースは、サイバーセキュリティ法の違反を調査するために、内資企業か外資企業かを問わず、インターネット企業に対してユーザーの情報を提供

するよう要求することができる」と規定されています。しかしながら、かかる権限の付与は、司法手続を経ることなく行政の裁量によって個人情報収集することを許容する内容であるため、行政権の濫用が懸念されます。

### 3. 総論

以上のとおり、サイバーセキュリティ法は不明瞭な点も多く、施行規則やガイドラインが公布されていないことから、引き続き今後の実務運用を含め同法の動向に注視する必要があります。

## II 競争法の改正

新競争法は18年6月12日に国会で可決され、19年7月1日に施行が予定されています。ここでは、新競争法の改正内容のうち、特に重要と思われる、①競争制限的行為規制の改正内容、②リニエンシー制度の導入、及び③企業結合規制の改正の点について紹介します。

### 1. 競争制限的行為規制

現行の競争法上、競争制限的行為(カルテルや垂直的取引制限)として、(1)商品等の価格の拘束、(2)販売市場・原料供給の分配、(3)生産・購入・販売量の制限・調整、(4)技術開発・投資の制限、(5)売買契約の相手方に対する売買に関係しない義務・条件の強要については、協定の参加事業者の関連市場シェアは30%を下回らなければなりません<sup>1</sup>。新競争法では、上記の5つの協定に関

<sup>1</sup> 上記のほか、(6)他の事業者の事業参入・拡大の阻止・制限、(7)協定に参加しない事業者の市場排除、(8)入札談合に関する協定に関しても競争法の対象となっていますが、これらの類型に関しては、現行競争法においても市場シェアにかかわらず、協定の締結が禁止されています。

して、シェアにかかわらず締結が禁止されることとなります。

### 2. リニエンシー制度の導入

現行競争法では、リニエンシー制度は規定されておらず、実務上も認められていませんでしたが、新競争法においては当該制度について明記されています。リニエンシー制度では、事業者が自発的かつ他の企業が申告するよりも前に、競争制限的行為を行った旨を国家競争委員会(National Competition Committee)に申告した場合、(1)国家競争委員会による調査決定が行われる前であること、(2)競争制限的行為に関するすべての情報・証拠を提出したことなどの一定の条件を満たせば、罰則が免除されます。なお、2番目に申告を行った企業は罰金額の60%、3番目に申告を行った企業は罰金額の40%の減額を受けることができます。

### 3. 企業結合規制の改正

現行競争法では過度な経済力の集中を避けるため、吸収合併・新設合併、企業買収および合併事業(以下、企業結合)に参加した事業者の関連市場における合計市場占有率が50%を超えてはならないとされています。また、合計市場占有率が30%から50%の場合には、競争局に対して事前届出を行わなければなりません。

新競争法では、企業結合禁止規制に関する合計市場占有率50%超という基準を廃止し、「ベトナムにおける市場競争が著しく抑制される」おそれがある場合に当該企業結合を禁止することとしました。「市場競争が著しく抑制されるおそれ」という基準については、関連当局が市場シェアや参加事業者の関係性などのさまざまなファクターを勘案して評価

するため、関連当局の裁量が大きく働くことが予想されます。

また、事前届出規制についても、新競争法では合計市場占有率の基準を廃止し、(1)経済集中の参加事業者の総資産額、(2)経済集中の参加事業者の総売上高、(3)経済集中の取引金額、および(4)経済集中の市場シェアに関する基準のいずれかを満たす場合に事前届出が必要となりました。上記基準にかかる具体的な数値は規定されておらず、今後詳細なガイドラインの公表が予定されています。

#### 4. 総論

新競争法によって、カルテル等の競争制限行為や企業結合に関する規制内容が大きく変更されたため、今後のガイドラインも含め、新競争法の実務運用には注視する必要があります。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

(やまぐち けんじろう)

弁護士

森・濱田松本法律事務所



2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大學外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所に入社。16年7月から18年7月までLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)にて勤務。現在、Cornell Law School に留学中。

## Business

## 【Philippines】



## 株式譲渡手続きの税務上の注意点

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

総人口6億人のASEANの中で、フィリピンの人口は1億人を超えASEAN内第2位となっており、全体の16%を占める(表1)。今後も人口が安定的に増加していく見通しであり、国連の中位推計によると、2050年には人口が1.5億人を超えると予測されている。経済成長が続く中、中間層の拡大が顕著であり、内需主導の自律的な経済成長が促されている。また、中央年齢は24歳と若く、生産年齢人口の割合が高まることで経済成長が促進される人口ボーナス期が少なくとも2050年まで続くと推定されている。

このような状況の中、近年のフィリピンへの投資傾向として、旺盛な個人消費を背景に内販型事業への参入が目立っており、中でも現地企業を買収(M&A)する形での進出が増加しつつある。本稿では、株式譲渡手続きにおける税務上の注意点を中心に説明したい。

2. 株式譲渡手続きの税務上の注意点(1) 対象となる税金

非居住者同士の株式売買であったとしても、対象資産である会社がフィリピン国内に存在することから、フィリピン国内で関連する税金を納める必要がある。主な税金は①キャピタルゲイン税、②贈与税、③印紙税である。

【表1】ASEANの人口(2017年)

	人口(万人)	ASEAN内 構成比(%)
インドネシア	26,399	40.8
フィリピン	10,492	16.2
ベトナム	9,554	14.8
タイ	6,904	10.7
ミャンマー	5,337	8.2
マレーシア	3,162	4.9
カンボジア	1,601	2.5
ラオス	686	1.1
シンガポール	562	0.9
ブルネイ	43	0.1
ASEAN 合計	64,739	100

出所: World Bank, World Development Indicators database

## ① キャピタルゲイン税

譲渡益に対して15%が課税され、納税期日は譲渡契約日から30日以内である。

なお、株式の譲渡者が日本居住者の場合、日比租税条約の条項に基づき、不動産を主要な財産とする法人(総資産のうち50%超が不動産である法人)以外のフィリピン法人株式の譲渡については、譲渡者が居住者とされる締結国においてのみ課税することができる規定されている。ただし、日比租税条約の適用申請が別途必要になり、申請から承認まで数年の時間を要する点に注意が必要である。

## ② 贈与税

譲渡価格が公正市場価格(時価)を下回る場合には、時価と譲渡価格の差額について低廉譲渡と見なされ、6%の贈与税の対象となる。対象会社の株式が非上場株式の場合の公正市場価格については税務上、「独立した監査人による、譲渡取引日に最も近い日の財務諸表における帳簿価格」(BIR 税務通達 RR6-2008)と規定されている。

また、13 年度発行の税務通達(RR6-2013)により、上記帳簿価格は「調整後純資産価格(Adjusted Net Asset Method)」を適用することが規定されている。つまり、対象企業の財務諸表に固定資産がある場合には、不動産鑑定などを依頼し、再評価をする必要がある。

## ③ 印紙税

譲渡対象株式の額面金額に対して 0.75% (200 ペソ毎に 1.5 ペソ)が課税され、納税期日は譲渡契約書締結月の翌月5日である。

### (2) 納税証明書の取得

上記税金の納付後、税務署への納税証明書(Certificate Authorizing Registration、通称:CAR)の申請・取得が必要となる。これは、対象取引に関する適正な税金を納めたことを証明する税務署からの「クリアランス」であり、売主が登記している管轄税務署で当該手続きを実施する。ただし、一般的にCARの発行までには数カ月間の期間を要する点が株式譲渡における実務上の大きな問題となっている。

なお、前述のキャピタルゲイン税に関する日比租税条約の適用申請を実施する場合には、当該

承認が得られるまでは CAR の申請もできないこととなる。

### 3. 法的手続き

会社法第 63 条において、株式の譲渡について以下の通り規定されている。

所有者もしくは譲渡を行う権限を法的に与えられた代理人が、裏書して株式を引き渡すことにより、株式を譲渡できる。ただし、取引者間における効力を除き、取引の両当事者名、譲渡日、譲渡された株券の番号、および株主数を株主名簿に記載するまで、当該譲渡は有効とならない。

上述の通り、株式譲渡の要件として、裏書を行うことと株券の引き渡しとが挙げられている。万が一、株券を紛失した場合には、会社法第 73 条に規定の手続きをとる必要があり、かつこの手続きを実施しない限りは譲渡ができないため、株券の保管に関しては十分に注意を払うことが必要である。

なお、実際の株式譲渡実務では、一般的に旧株主が旧株券を新株主に引き渡した上で、旧株券を取り消して新株券を新株主へ交付する形がとられている。

また、配当金の受領権や株主総会への出席など、株式譲渡の効力を会社に対して請求するためには、株主名簿の書き換えが必要となる。株主名簿の書き換えに関しては特に当局への事前承認などは必要なく、あくまで会社秘書役の権限で実施されるが、厳密には前述の CAR の秘書役への提示が必要である。しかし、CAR の発行までに時間を要するため、各社秘書役の判断に基づき運用されているのが実態である。

#### 4. まとめ

株式譲渡手続きのみならず、フィリピンでの会社運営における会社法の法的解釈・運用は秘書役に委ねられていることが多い。当地の法律の特徴として、枠組みはあるものの、細則などでの詳細規定が不足していることから、政府当局内での意見が異なることも多々ある。各種手続きを実施する際には、秘書役との連携を密にし、アドバイスの法的背景などを十分に理解した上で進める必要がある。



#### 寺田 未来

(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者

Teradatrust Advisory Inc.

2004年東京三菱銀行(現:三菱東京UFJ銀行)入行。09年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12年にTeradatrust Advisory Inc.を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。



## 【Myanmar】

# 進出企業が知っておくべき ミャンマー税制の最新動向

西野 洋一 SCS ミャンマー

2016年10月に成立・施行されたミャンマー新投資法に続き、17年12月に成立したミャンマー新会社法(Myanmar Companies Law)は、当初の予定通り18年8月1日に施行されました。当該法令以外にも、個別通達の発表による外資規制の緩和が進むなど、ミャンマーに進出している、あるいは進出を検討している日系企業にとっての事業環境は、徐々に整備されつつあります。また、多くの進出企業を悩ませてきた未整備の税制についても改善の兆しが見られ、今後のミャンマー経済の発展が期待されます。本稿では、ミャンマーで事業を行う企業が理解しておくべき主要な税制について、概要および重要なポイントを解説します。

## 1. 商業税

### 【概要】

ミャンマーにおける商業税は、諸外国にみられる付加価値税(VAT)に相当する税制として、ミャンマー国内で行われた非課税品目・非課税サービスを除くすべての物品の販売、サービスの提供、輸入および一部の物品の輸出を課税対象としています。特段の規定のない限り、すべての物品、サービス取引に基本税率5%が適用されます。

一課税年度の売上額が5,000万チャットを超える事業者が、商業税の課税事業者に該当します。当

該基準額は商業税の免税枠を意味するのではなく、あくまでも課税事業者と非課税事業者を区分するものです。なお、商業税の課税事業者は、事業開始日の1カ月前までに納税者登録の申請を提出し、事業開始日から10日以内に、事業を開始した旨を通知することとされています。

### 【非課税サービス】

商業税の非課税サービスは、課税年度ごとに更新される「Union Tax Law」によって定められており、18年9月25日に公表された「Union Tax Law 2019」では、「国内航空輸送サービス」が追加され、次頁表1の31項目となりました。自社および取引先の事業が非課税サービスに該当するか、最新の制度状況を理解しておく必要があります。

### 【仕入税額控除】

商業税は、日本における消費税と同様、課税事業者が売上にかかる商業税を納付する際に、仕入にかかる商業税を控除することができる制度となっています。仕入税額を控除するためには、具体的には以下の3つの書類を、取引先ごとに入手する必要があります。

- ① 商業税納税者登録証のコピー
- ② 商業税納付済み証(取引先が、商業税を納付したことを確認するため)

- ③ Form 31(取引先が、商業税を納付したことを証明する書類。取引先が作成し署名押印)

当該資料の入手には、取引先(下請け先や、弁護士事務所、会計事務所など)の協力が必要なため、取引先が地場企業の場合は、そもそも売上に掛かる商業税を納付していない、あるいは過少な申告をしているといった理由から、協力が得られずに書類が揃わないといった事例もたびたび見受けられます。一方で、少なくとも日系企業同士、あるいは日系企業と外資企業の取引については、制度の理解も進んでおり、現在では「仕入税額控除」の制度が、実務でも運用されてきています。

## 2. 源泉徴収税(前払法人税)

### 【概要および最新動向】

ミャンマーでは、物品販売の対価、サービス提供の対価も源泉徴収税の対象とされており、企業活動における多くの取引が対象になると解されています。源泉徴収税の対象となる支払いを行う場合に

は、報酬または代金を支払う側が源泉徴収し、期限内(源泉徴収後、7日以内)に税務当局に納付しなければいけません。ここ数年で広く浸透してきた制度ですが、18年6月18日に公表された税法通達(Notification No.47/2018)により、物品およびサービスの対価に関して居住者への支払いにかかる源泉徴収税が廃止になりました。最新の制度状況は、次頁表2のとおりです。

## 3. 個人所得税

### 【概要】

ミャンマー国内で就労する個人は、ミャンマー国民も外国人も、国内滞在日数に応じて居住者または非居住者に区分され、居住区分に応じて個人所得税を納付する義務を負います。事業者は給与支払時に所得税を源泉徴収し、7日以内に納税しなければなりません。なお、年間総所得の金額が480万チャット以下の場合、個人所得税の納税義務はありません(同表3)。

【表1】サービス内容

1	駐車場の賃貸	17	動物向け医療サービス(動物病院)
2	生命保険サービス	18	公衆トイレサービス
3	マイクロファイナンス	19	外国行きの航空旅客サービス
4	健康保険サービス	20	文化・芸術関連のサービス
5	教育サービス	21	公共交通サービス(バス、鉄道、フェリーボート)
6	貨物運送サービス	22	公的機関に支払うライセンス料
7	株式の売買	23	国防省のセキュリティ・出版に関する事業
8	銀行サービス	24	外交官や大使館職員が利用するサービス
9	通関サービス	25	寄付により実施されるサービス
10	催事用備品のレンタルサービス	26	内閣の決定に基づき税金を免除されたサービス
11	委託加工サービス	27	政府、自治体、各省庁が実施するサービス
12	葬祭サービス	28	宝くじ
13	保育サービス	29	産業農業サービス
14	伝統的マッサージ/目の不自由な人によるマッサージ	30	書籍、雑誌、定期刊行物、新聞の出版サービス
15	引越しサービス	31	国内航空輸送サービス
16	道路通行料集金サービス		

【表2】源泉徴収税の最新動向

所得の種類		受取側			
		居住者※1	非居住者※2	タイ※3	租税条約 非締結国
配当金		-	-	-	-
ロイヤルティ		10%	15%	15%	15%
支払利息		-	15%	10%	15%
国内法人からの契約等に 基づく支払い	物品の対価	2% 廃止※4	-	-	-
	サービスの対価	2% 廃止※4	2.5%	-	2.5%
外国法人からの契約等に基づく物品・サービス対価の支払い		2% 廃止※4	2.5%	-	2.5%

※1: ミャンマー国民、居住外国人、居住法人

※2: 非居住外国人、非居住法人(外国法人の支店、駐在員事務所を含む)

※3: ミャンマーとの租税条約を締結済みの例として記載

※4: 政府系機関による支払いの場合、2%の源泉徴収が必要。ただし、一課税年度における支払総額が 100 万チャットを超えない場合、源泉徴収不要。

【租税条約における扱い】

日本とミャンマーは租税条約を締結していないため、両国で個人所得税を納付している駐在員が多くいます。一方で、シンガポールやタイとの間では租税条約が締結されており、個人所得税について二重課税の排除が規定されています。以下では、ミャンマーに進出している、あるいは進出を検討している日系企業の投資元になることも多い、シンガポール・タイとの租税条約における規定を紹介します。

ミャンマーに勤務する者の個人所得税は、ミャンマーで課税されることが原則でありながら、以下の3要件を満たす場合には、例外的に居住国のシンガポールあるいはタイで課税されることとなります。

- ① 課税年度において合計 183 日を超えてミャンマーに滞在しないこと
- ② 給与がシンガポール法人・タイ法人によって支払われること
- ③ 給与がミャンマー法人または、シンガポール法人・タイ法人がミャンマー国内に有する恒久的施設(PE)によって負担されないこと

【表3】個人所得税の概要

(居住区分および課税対象所得)

	居住者	非居住者
滞在日数	183日超	183日以内
課税対象所得	全世界所得	国内源泉所得

(累進税率表)

課税所得 (単位:チャット)	税率
1~2,000,000	0%
2,000,001~5,000,000	5%
5,000,001~10,000,000	10%
10,000,001~20,000,000	15%
20,000,001~30,000,000	20%
30,000,001~	25%



西野 洋一(にし の よういち)

公認会計士(日本)

SCS Global Consulting Myanmar Ltd.

日本の監査法人で監査業務、財務報告アドバイザー業務に従事したのち、2015年にSCSグループに参画。ミャンマーに常駐し、会社設立、会計・税務関連のコンサルティング業務を中心に、約 150 社の日系企業を支援しています。



## 【China】

# 中国の個人所得税の制度改定と留意点

粟村 英資 フェアコンサルティング上海

2018年8月31日に行われた第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて「中華人民共和国個人所得税法」(以下、改正個人所得税法)の改正案が可決されました。

これにあわせて、国家税務総局による「個人所得税改革の過渡期の政策を貫徹して実行することに関する通知」(税総函[2018]484号)が18年9月7日付けで公布され、本通知に基づき、新税法を下記の3段階に分けて実施することになりました。

- ① 18年9月30日以前: 過渡期の政策予備段階
- ② 18年10月1日から18年12月31日まで: 過渡期の政策実行・新税制の実施予備段階
- ③ 19年1月1日以降: 新税制の全面実施段階

改正個人所得税法は19年1月1日から施行されますが、これに先立ち、18年10月1日より賃金給与と所得に対する月額基礎控除が変更されるとも

に、新しい税率表が適用されます。今回は18年10月1日以降に適用される個人所得税に関する新規定を紹介します。

## 18年10月1日からの適用項目

財政部・税務総局による「2018年第4四半期の個人所得税費用控除と税率の適用の問題に関する通知」(財税[2018]98号)が18年9月7日付けで公布され、本通知に基づき、18年10月1日から18年12月31日までの期間に対して、納税者が18年10月1日以降に実際に得る賃金給与と所得に対する基礎控除額は一律月額5,000元とし、課税所得について表1の税率表が適用されることとなりました。納税者が18年9月30日以前に実際に得た賃金給与と所得は原則として改正前の税法の規定に従います。

このため、従業員の給与が手取りで定められている場合の対応が議論されます。個人所得税の減税は、本来、従業員の負担を減らすことが目的と考えられますが、給与が手取りで定められている場合、減税の受益者は雇用主となってしまいます。これまでの基礎控除の金額の推移は次頁表2の通りとなります。

中国の急速な発展に伴う所得の増加に応じて、基礎控除の金額は大きく変動していることが確認できます。今回の改正

【表1】個人所得税税率表(賃金給与と所得に適用)

級	月あたり課税所得額	税率(%)	速算控除額
1	3,000元以下	3	0元
2	3,000元超から12,000元以下	10	210元
3	12,000元超から25,000元以下	20	1,410元
4	25,000元超から35,000元以下	25	2,660元
5	35,000元超から55,000元以下	30	4,410元
6	55,000元超から80,000元以下	35	7,160元
7	80,000元超	45	15,160元

における基礎控除額は 5,000 元となりましたが、より高い金額にすべきとの議論もあり、この傾向は今後も続くことが予想されます。

個人所得税の減税の受益者が雇用主になることに対しての妥当性については、当局より明確な回答は得られていませんが、労務リスクとしては否定できないものと考えます。給与を手取りで定めている場合は、今後、額面の変更を検討することが望ましいかもしれません。

【表2】基礎控除額の推移

適用時期	基礎控除額
1980年9月～	800元
2006年1月～	1,600元
2008年3月～	2,000元
2011年9月～	3,500元
2018年10月～	5,000元

### 19年1月1日からの適用項目

改正個人所得税法の概要の一部を、下記表3の通りご紹介します。

【表3】改正個人所得税法の概要

#### 1. 納税義務者の区分の基準の変更(第1条を参照)

- 納税義務者の区分の基準を「居住満1年」から中国の年間居住日数累計満183日へ調整

##### ≪居住者(中国語:「居民個人」)≫(第1条を参照)

- 中国国内に住所を有する個人、または住所を有さないが中国の年間居住日数が累計満183日の個人
- 中国国内源泉所得および中国国外源泉所得が課税対象

##### ≪非居住者(中国語:「非居民個人」)≫(第1条を参照)

- 中国国内に住所を有さず居住もしない個人、または住所を有さない中国の年間居住日数が累計183日未満の個人
- 中国国内源泉所得が課税対象

#### 2. 所得の種類の一部変更および総合所得の年度毎の税額計算の実施(第2条を参照)

- 居住者の賃金給与所得、役員報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は総合所得として年度ごとに合算して個人所得税を計算
- 非居住者の賃金給与所得、役員報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は月次またはその都度所得の種類別に個人所得税を計算
- 個人事業者の生産経営所得および企業事業組織に対する請負経営・リース請負経営所得は改正後は経営所得へ統一
- 国务院財務部門が徴税を規定する其他所得は改正後の条文には規定なし

##### ≪居住者の総合所得に対する税額の計算方法≫(第6条を参照)

(賃金給与+役員報酬+原稿料+特許権使用料-基礎控除-専門控除-専門付加控除-その他の控除)×適用税率-速算控除額=課税所得

#### 3. 総合所得への新しい税率表の適用(第3条・同法に別途添付の税率表を参照)

- 従来の賃金給与所得の税率表と比較して、低めの税率である3%・10%・20%の適用範囲は拡大、高めの税率である30%・35%・45%の適用範囲は同じ

#### 4. 基礎控除額の変更(第6条を参照)

- 居住者の賃金給与所得、役員報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を合算した総合所得に対する基礎控除額は60,000元/年(12カ月で割ると5,000元/月)
- 非居住者の賃金給与所得に対する基礎控除額は5,000元/月

#### 5. 専門控除の追加(第6条・第15条を参照)

- 居住者の総合所得に対して下記の項目の控除が追加で可能に
  - 子女教育費(従来は外国籍者が享受できる免税所得)

- 継続教育費
- 重大医療費
- 住宅ローンの利息または住宅家賃
- 老人扶養費用

#### 6. 租税回避防止のための規定の追加(第8条を参照)

- 移転価格税制・一般的租税回避防止規則への取り組みとなる規定を新たに追加

#### 7. 納税者識別番号による管理(第9条を参照)

- 納税者は源泉徴収義務者に納税者識別番号を提供する。納税者識別番号は中国公民身分番号を利用し、中国公民身分番号がない場合は税務機関が納税者識別番号を付与する

#### 8. 年度確定申告期限の変更(第11条を参照)

- 従来は年間所得が12万元以上などの理由に基づき確定申告を行う場合は翌年の3月31日までに実施⇒改正後は総合所得の確定申告が必要な場合は翌年の3月1日から6月30日までに実施

上表の通り、大幅な変更がみられることから、事前の準備が必要となります。

現時点では、賞与の税額計算に対する取り扱いの変更は明確にされていません。これまで年1回に限り賞与に対して個人所得税の優遇計算が認められていましたが、この考え方は、いわゆるダブルペイ(旧正月の直前に給与を2カ月分支給)に基づくもので、賞与は年1回であるという前提に立っていました。しかし、従業員のモチベーションの向上という観点からは、ダブルペイという考え方では十分ではなくなり、賞与金額にインセンティブの要素を取り入れたり、年に複数回の賞与を支給したりすることも一般的になりつつあるため、賞与に対する税金の計算方法もはや時代に適応していないと言えます。さまざまな賞与支給に対して平等な個人所得税の課税が行われるような制度が期待されます。

また、改正個人所得税法では、税務上の居住者の判定につき、満1年の概念がなくなり、年間居住日数が累計満183日となるかどうかという基準へ変更されています。従来は中国国内に住所がない個人は、居住満1年以上となっても満5年以内であれば中国国外源泉所得について中国国内支給分の

みが個人所得税の課税対象となっていました。外国籍者に対して今後どのような特別優遇措置が講じられるかは、18年9月末時点では検討中となっています。



粟村 英資

(あわむら ひでし)

フェアコンサルティング上海

日本国公認会計士



中央青山監査法人にて上場企業及び上場準備企業の法定監査に従事。その後、上場準備企業へ転職、IPOに向けた資本政策、内部統制組織の構築、中国をはじめとしたアジアの子会社の経営管理など数々の実務経験を得る。現職では、国内外の企業の内部管理体制構築支援及び中国進出支援業務を主に担当し、企業の抱える内部管理上の問題点の解決と中国進出企業への丁寧な進出支援に定評がある。



【アジア経済情報】

インド

～成長率は緩やかに減速へ～

小林 公司 みずほ総合研究所

2Qの成長率は4四半期連続で上昇

2018年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は、前年比+8.2%と前期(同+7.7%)から4四半期連続で上昇した(図表1)。16年末の高額紙幣廃止の影響が尾を引き、景気は17年2Qまで低迷していたが、その反動もあり成長率は2年ぶりの+8%台に達した。

内外需とも堅調

内需面では、個人消費が同+8.6%と前期(同+6.7%)から加速した。農業・工業生産とも活発だったため、農村および都市で所得が伸びたことが背景とみられる。総固定資本形成は同+10.0%で、前期(同+14.4%)に続き2桁増となった。財政統計によると資本支出が拡大していたた

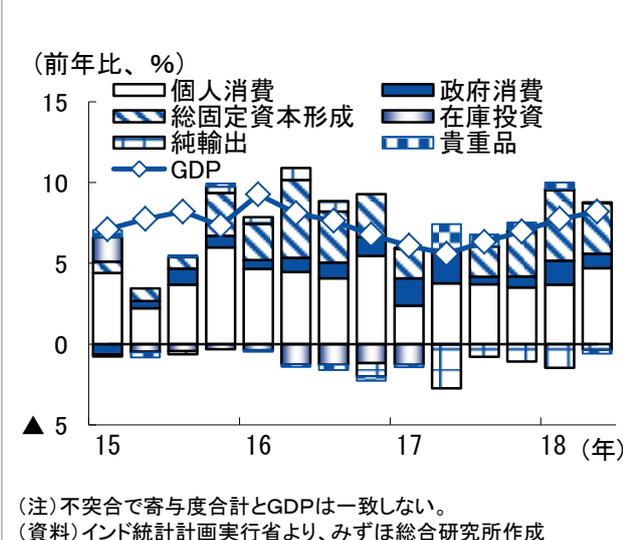
め、政府のインフラ投資が活発だったと推察される。また、設備稼働率と産業向け銀行貸出の持ち直しが続いたため(図表2)、民間投資にも明るい動きが広がったようだ。一方、政府消費は同+7.6%と前期(同+16.9%)から減速した。

外需面では、輸出が同+12.7%と前期(+3.6%)から大きく加速し、4年ぶりの2桁増となった。輸入も同+12.5%と前期(同+10.9%)から加速したが、純輸出の成長率寄与度は▲0.4%PTと前期(▲1.5%PT)から改善した。

直近で自動車販売と輸出は堅調

7月の自動車販売台数は前年比+2.6%で、6月(同+38.5%)から顕著に減速した。前年7月には、財サービス税導入で自動車は減税となったた

【図表1】実質GDP成長率



【図表2】設備稼働率と銀行貸出



め販売台数が盛り上がっており、その反動が現れた。6～7月で均してみれば2桁増であり、自動車販売の基調は堅調といえよう。7月の通関輸出も同+16.1%と2桁増であり、6月(同+18.8%)に続き堅調に推移している。

**コアインフレ率は高止まり**

7月の消費者物価指数(CPI)は、前年比+4.2%と前月(同+4.9%)に比べて4カ月ぶりに鈍化し、インド準備銀行(RBI)のインフレターゲット(同+4%±2%)のほぼ中央値に落ち着いた。ただし、主に野菜の価格が下落したことによるものであり、価格変動の激しい食料と燃料を除くコアCPIは同+6.3%と前月(同+6.4%)から高止まりした(図表3)。住宅と運輸・通信がコアCPIを押し上

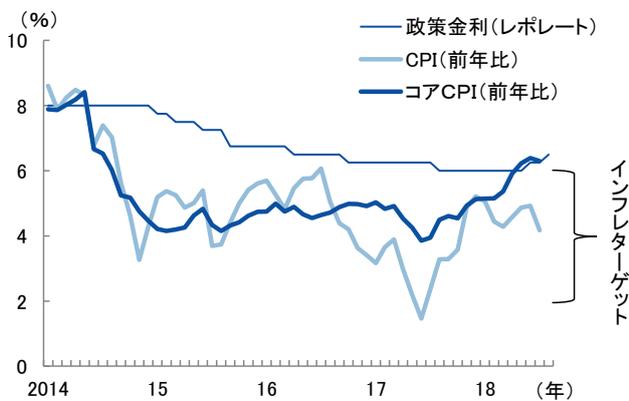
げている(注目点参照)。

**ルピーは最安値の一方、株価は最高値更新**

ルピーの対米ドルレートは下落基調を続け、8月末には最安値となる1ドル=70 ルピーをつけた。対照的に SENSEX 株価指数は上昇基調にあり、8月28日には最高値を更新した(図表4)。

RBIは6月6日に続き、8月1日の金融政策会合でも政策金利のレポレートを0.25%PT引き上げた。声明によると、インフレ率が引き続きターゲット内にとどまると予想されていたものの、①7月に農産物の公定買い上げ価格を引き上げるスキームが発表されたこと、②成長率の上昇で需給ギャップは解消されたことなどが指摘されていたため、

【図表3】 消費者物価指数と政策金利



(資料)インド準備銀行、統計計画実行省より、みずほ総合研究所作成

【図表4】 為替レート・株価指数



(注)直近は8月31日。  
(資料)Bloombergより、みずほ総合研究所作成

**【注目点:注意すべきインフレのリスク】**

7月のCPI上昇率は4カ月ぶりに鈍化したとはいえ、コアCPIは高止まってインフレターゲットを超えたままである。RBIは総合CPIをターゲットの対象としており、ウエイトが半分にすぎないコアCPIは参考情報の位置づけとされているようだが、コアCPIは基調的なインフレ圧力を示す重要な情報である。確かに、コアCPIを主に押し上げている住宅(7月のコアCPI寄与度: +1.5%PT)は10年ごとの公務員住宅家賃引き上げの影響を含み、運輸・通信(同: +1.0%PT)は原油価格上昇の影響を受けているが、その他のコアCPI項目でも物価がじりじりと上昇しているものがあり、成長率の上昇を背景に基調的なインフレ圧力は高まっていることがうかがわれる。その上に、農産物の公定買い上げ価格引き上げや、ルピー安の影響も加わることから、総合CPI上昇率は再び高まり、RBIは追加利上げに動く可能性があると考えられるのである。

インフレ予防の利上げを行ったと考えられる。今後の金融政策スタンスは中立が維持されたが、その後に公表された2Qの成長率はさらに上昇して需給タイト化がうかがわれ、コアCPIも高止まっているため、追加利上げの可能性がある。

### 成長率は緩やかに減速へ

18年下期には、上期の成長率を押し上げた反動要因が一巡する。19年には、連続利上げの影響が時間差を経て現れ、持ち直してきた設備投資が頭打ちになるとみられる。また、世界景気のピークアウトが想定されるため、輸出の勢いも続かないだろう。一方、今年の雨季(6~9月)の降水量が平年並みに推移して秋以降の農業生産は順調とみられ、農産物価格も政策的に引き上げられることから、消費は農村を中心に底堅く推移して景気を下支えしそうだ。以上より、成長率は18年に+7.6%、19年に+7.3%と予測する。

## Back Issues

## 2018年3月発行 第70号

- ・不動産投資の実務と留意点[1]～不動産投資マーケットの現状～
- ・動き出す「広東・香港・マカオ・バイエリア」構想
- ・Vietnam: 移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・India: インドの税制 [67]2018年インド予算案の概説
- ・Thailand: タイにおける BEPS への取り組み状況および移転価格税制アップデート
- ・Taiwan: 台湾における所得税法の条文改正草案
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [29]中国における環境保護税の導入
- ・Hong Kong: 香港における移転価格税制の概要

## 2018年4月発行 第71号

- ・不動産投資の実務と留意点[2]～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出～梅州市の投資環境
- ・Vietnam: BEPS 行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・India: インドビジネス最新情報[29]GSTとE-Way Billの導入
- ・Singapore: シンガポール 2018 年度予算案における税制改正
- ・China: 企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong: 香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・M&A と事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

## 2018年5月発行 第72号

- ・勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・香港における介護市場の概況と課題
- ・Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・Vietnam: 小売業の外資規制～ENT の免除条件の明確化
- ・India: インドの税制 [68]インド 2018 年予算案および GST の最新動向
- ・Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・China: 中国現地法人の内部統制
- ・China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・M&A と事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

## 2018年6月発行 第73号

- ・香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・岐路に立つ広交会
- ・India: 日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・Vietnam: ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点

- ・ Malaysia: マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・ China: 個人情報安全規範の施行
- ・ China: BEPS13 に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・ China: 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・ Hong Kong: 香港における労働法制と改正見通し

## 2018年7/8月発行 第74号

- ・ 2018年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・ Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・ Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・ India: インドの税制[69]:インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・ Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・ China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・ Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

## 2018年9月発行 第75号

- ・ 韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・ 江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・ India: インドビジネス最新情報 [30]外国直接投資の概況および報告制度の変更点
- ・ Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・ Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・ China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・ Hong Kong: 香港における 2018 年度税制改正の概要
- ・ Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・ Hong Kong: 外国子会社合算税制に関する Q&A の解説と在香港日系企業への影響

## 2018年10月発行 第76号

- ・ 日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～
- ・ 香港医療市場への参入にかかる考察
- ・ Vietnam: ベトナム法人からの資金・利益還流
- ・ Cambodia: カンボジアの社会保険制度と実務上の運営
- ・ India: インドの税制[70]代理人PEの最新動向
- ・ Singapore: シンガポールの租税条約と居住者証明(COR)
- ・ China: 「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説
- ・ China: 解説 中国ビジネス法務 [31]外資参入に関する新ネガティブリストの施行

みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課  
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）  
TEL (03) 6628-9208



#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。